

4 入居者資格本審査から入居までの流れ

入居者資格本審査

入居者資格本審査を行いますので、指定期日までに~~（）~~くれせん指定管理者事業部へ必要書類を郵送又は持参してください。
収入基準や入居者資格及び市町村民税の滞納状況や県警への照会など関係機関への確認を行います。

※次の場合は失格となりますので、ご注意ください。

1. 指定期日までに必要書類を提出しない場合
2. 入居者資格本審査の結果
 - ・収入基準、同居親族、住宅の困窮等入居者資格に該当しない場合
 - ・抽選募集対象住宅においては、特組での申込者が特組に該当しない場合
 - ・申込整理票と内容が相違した場合 など

入居決定通知・手続

入居に必要な書類を送付します。(入居説明の際に持参してください。)

【ご準備いただくもの】

- 請書
- 緊急連絡人(1人)の届出・緊急連絡人の住民票等
※外国籍の方は、日本語による円滑なやり取りが可能な方を緊急連絡人として届け出てください。
- 敷金(入居時家賃の2か月分)の領収証

入居説明 (鍵渡し・入居説明)

入居手続(必要書類提出)と入居後の注意事項などを説明しますので、指定する日時・場所に申込者本人がおいでください。(代理人が来られる場合は事前にご連絡ください。)

【必要なもの】

- 上記入居決定通知・手続でご準備いただいたもの
- 入居月分家賃(日割り計算となります。)
- 認め印

※次の場合は失格となりますので、ご注意ください。

入居説明に無断で欠席した場合

引越し・入居

入居許可書と鍵を交付した日から入居できます。
ただし、原則として入居手続後15日以内に入居してください。
また、異動後の住民票を~~（）~~くれせん指定管理者事業部に提出してください。